HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 13世紀の会計の発展:Florenceの会計帳簿を中心として |
| Author(s) | 早川, 豊 |
| Citation | 北海道大學　經濟學研究, 26(1), 59-88 |
| Issue Date | 1976-03 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/31337 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 26(1)_P59-88.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 13世紀の会計の発展

## —— Florence の会計帳簿を中心として ——

早川　豊

## 一　序　言

13世紀の会計の帳簿や資料の理解にはその前提として13世紀の社会経済的背景を考察する必要がある。歴史研究家 J. C. Corbett 氏によると13世紀を「宗教的，政治的，経済的目的のためのギルドの組織と貨幣経済の発達及び経済拡大期に即した新しい企業形態が繁栄した」世紀としてとらえている。[1] もちろん，こうした発達・繁栄は12世紀から萌芽が見られ，13世紀に実を結んだとしている。

他方，これとは反対に「13世紀中に封建制と荘園制はその頂点に達し，以後衰退しはじめた」[2]のである。封建制を支えていた荘園の衰退と都市経済の勃興とは表裏一体の関係であったのである。

経済の発達は，かくして，各階層に大きな影響を及ぼすこととなった。たとえば「貴族たちは政府が主に剣にたよっていた無法の時代には必要であったけれども，複雑な財務，行政問題が増大する中では専門家に処理をまかせる必要があったため徐々に無用になってきた」[3]というように貴族の活躍の場が失なわれていき，また，騎士においても「兵役免除税を支払うことが許され」たため，その税の支払いに精を出し，他方，使用者側である国王の方も「訓練された傭兵を好んだ」ため益々騎士の存在価値が薄らいでいった。また，農民も従前の自給自足経済に満足せず，新市場へ農産物の販売に出かけたり，賃労働に出かけ所得の増大をはかった。[4]

かくのごとく経済の発達は，貴族，騎士，農民に大きな影響を与え，他方，その所産として中間の階級，すなわち商人及び職人からなる中産階級が12世

紀および13世紀に出現した。中産階級が増大するや彼らは古い封建制社会にそぐわなかったため国王から経済的政治的自由を買収あるいは暴動によって求めるようになった。かくして，イタリー，ドイツ，フランス及びイギリスでさまざまの程度の自由都市が誕生することとなった。本稿で取りあげるFlorence も買収により自治都市になったのである。

自治都市の経済生活は商人及び職人たちによって自分たちの利害や自分たちの都市の利害を保護するギルドによって管理された。ギルドによって品質，価格，賃金の標準が決められたほか，宗教的社会的制度にもギルドが関与した。例えば，これによって病院を建てたり，貧困な仲間を世話したり，宗教的祝祭日を祝ったりした。このようにギルドにより支えられた自治都市はヨーロッパ各地で誕生することとなった。中でも「12世紀の期間中，Flanders 地方の諸都市が中世世界の主たる経済的中心地の一つであった」とされている。この地方は英国から大量の羊毛を輸入し，羊毛及び布地をヨーロッパ全土に配給した。Florence を始めとするイタリー諸都市へは Flanders 地方からフランス北東部の Champagne 地方の定期市を経由して羊毛，布地が取引されたので，その定期市は当時，世界最大のものとなっていた。[5] 本稿で取りあげる会計帳簿の中には Champagne の定期市に関係しているものも見られる。[6]

経済の発達は企業の発展に導びかれ，当時，partnership 企業を大きく成長せしめた。この partnership 企業の成長は実に複式簿記の誕生の最も大きな要件の一つである。そこで，これがどのように成長発展していったかを見てみる必要があろう。H. Heaton によると partnership 企業も単純小規模なものから複雑大規模なものに発展していったわけであるが，それらは次の三つの基本形態を辿って発展していったとしている。すなわち，

イ　COMMENDA

「一人の partner が資本を出資し，他のものは仕事をした。前者は自分の資本の損失の危険を負担し，後者は荷物を運び，旅の疲れをし，遭難，海賊，山賊の危険をおかし，企業が失敗すると自分の労働に対して無報酬の危険を負担した。もし成功する

と，資本家が利益の4分の3，商人は4分の1を受け取った。」Heatonによるとこの COMMENDA 企業は古代バビロニアから由来するとし，1100年までにイタリア諸都市に普及したとされている。これは一航海毎に商人に資本を託する（command）のが普通であった。[7]

ロ Sea Partnership

商人が普通，資本の3分の1を出資した。商人の労働の報酬として利益の4分の1，商人の資本の配当として4分の1，計利益の半分を商人が受け取り，残りの半分を資本家が受け取った。これは Genoa や Venice 等の海港都市によく行きわたり，sea partnership（SOCIETAS MARIS）と呼ばれた。Heatonによるとこの partnership 企業では資本家及び商人の出資金はともに前述の COMMENDA によって蓄積された利益が基礎になっているという。[8] このように進んできた partnership 企業もさらに発展すると次の real partnership になる。

ハ Real Partnership

前述イ，ロともに「一時的かつ小規模契約であり，容易に組織され，適当な時期に解散する」というものであった。それゆえ，数人のグループが出資金を出しあい，労働を行う real partnership（VERSA SOCIETAS）が出来，より大きな，また長続きする組織が誕生した。この場合の partners は友人，家族であり，一定の年限（普通4～5年）の間 partnership 契約に基づき一緒に働き，その利益があがった場合持分に応じて利益配分がなされたのである。[9]

実際には以上の三つの partnership のほかにそれらの中間に位置するものもあったろうが，基本的特徴を有するものとして以上のように整理することができよう。この場合，ハの real partnership は本稿で取り扱う13世紀の Florence の企業との関係上特に重要である。企業組織が大きくなり，しかも4～5年毎の決算による partners 間の利益配分の必要上，経常的にも，また決算においても記帳計算技術としての簿記の発達が必須となっていたであろう。事実，de Roover は partnership の発達と会計の発達との依存関係を指摘しているのである。[10] 本稿で取り扱われる企業はハの段階の real partnership にまで到達していると考えられる。real partnership も partners 達の出資金だけで満足できなくなると，「自己の資本を補うため外部から一定の利率で投資，ローン，或いは預金を受け取っていた」[11] と Heaton は指摘している。今日のように何らかの形で借入れを行い，事業を拡大していったことがわかるが，裏返して見れば，当時，real partnership の中には貸付を行う銀

行業が繁栄していたことがうかがえる。事実，Corbett 氏によると「金貸し〔銀行業〕は13世紀のイタリヤの big business の一形態であった[12]」と述べられている通りである。

次に最初に取り扱う1211年の会計帳簿は Florence のある銀行のそれである。当時は既に「銀行預金，信用状，為替手形，手形交換所業務が一般的であった[13]」というほどに，高度に経済が発達し，銀行業務が発展していたことを前提に，かつまた，real partnership の段階まで達していたので partners 間の利益配分の必要上正確な会計記録を必要としていたことを前提に次の具体的な会計帳簿の研究に移ろう。

1) James A. Corbett, "Thirteenth Century", *Encyclopedia Americana*, Vol. 26, New York, 1966, p. 558.
2) *Ibit.*, p. 562.
3) *Ibit.*, p. 563.
4) *Ibit.*, pp. 562—3.
5) Ibit., p. 562, Herbert Heaton, *Economic History of Europe*, New York, 1948, pp. 170—3, および宮下孝吉著，経済史要，三和書房，pp. 59—60.
6) 本稿，83—4ページの Rinieri Fini and Brothers などはその典型。
7) Heaton, *op. cit.*, p. 165.
8) *Ibit.*, p. 166.
9) *Ibit.*, p. 166.
10) Raymond de Roover, "The Development of Accounting Prior to Luca Pacioli according to the Account-books of Medieval Merchants", in A. C. Littleton and B. S. Yamey (eds.), *Studies in the History of Accounting*, London, 1956, pp. 115—6.
11) Heaton, *op. cit.*, p. 167.
12) Corbett, *op. cit.*, p. 563.
13) *Ibit.*, p. 563.

## 二　1211年の銀行帳簿

Genoa自治都市のMassari（財務官）の記録した帳簿は左側ページを借方，右側ページを貸方とする両側形式勘定をとった現存する世界最初の帳簿（1340年）とされている[1]。しかし，それを生み出すのにいくつかの段階を踏んでき

たと考えられ，それ以前の会計帳簿，殊に13世紀全般にわたる Florence の会計帳簿の研究にとりかかる必要があろう。

しかし，12世紀にさかのぼってみても重要な会計資料は見あたらない。世界最初の会計帳簿は Eugen H. Byrne 教授によってはじめて発見され，その後 Guido Astuti や Florence Edler de Roover によって広く紹介されることとなった Genoa の商人 Ansaldo Baialordo とその partner である Ingo da Volta の三つの地中海貿易に対する単式簿記での利益計算を含む公証人 Giovanni Scriba の COMMENDA 契約から生じた会計記録である。[2] しかし，これは1155—1164年の間の COMMENDA 契約における利益分配記録にすぎず，また，勘定記録の体裁を整えていない。したがって，それ以後の会計帳簿として1211年における Florence のある銀行会計帳簿が勘定記録の体裁を整えた世界最初の現存会計記録となっている。会計発達史の原点を探る上で重要な資料であるので，詳しく研究することにしよう。

その銀行の記録は Florence の Medicea-Laurenziena 図書館に保存されている。それは新ローマ法典の注釈書の表・裏の見返しとして使用されていたものであった。同図書館の Bandini 氏がそれを見つけ，1211年から1290年までのものと紹介していたが，Pietro Santini はそれを研究してみると「日付は1211年に始まるが，1290年まで及ばない」ことを確認し，1887年にその全面的解説を行った。[3] さらに，その記録は1889年に Ernesto Monaci によって再録され，[4] またさらに，1926年 Alfredo Schiaffini によって前者の批判を加えながら再録されている。[5] 上述の Santini, Monaci 及び Schiaffini はともに言語学者であった。しかし，ようやく1930年になるとイタリア経済史の観点から Chiaudano がその記録の研究を行った。[6]

他方，会計研究家も古くから1211年の銀行帳簿の研究が行われ，「1922年，Besta，1950年にはより完全に Melis によって，1956年には Raymond de Roover」[7] によって研究が進められ，最近では Geoffrey A. Lee の1972年の論文は1211年の銀行記録の最初の全英訳がなされている。[8] ここでは，1211年の２枚の銀行帳簿，計４ページにわたる記録を全訳するつもりではない。と

いうのは，たまたま他の本の見返しに利用されたため残された記録は全体のごく一部分であり，しかも残された部分でも同種の記録が殆んどであるため，我々はその代表例を抜き出して説明したほうが，煩雑にならず，かつ理解もしやすいと考えるからである。

2枚の会計記録は前述したように，全く偶然に新ローマ法典の注釈書の表，裏の見返しに利用されていたため，今日まで保存されることができたのである。一般に，帳簿が長期間保存されなかったいきさつを次のようにLee教授は説明している。

「普通，詳細な記録を必要とした唯一の企業タイプとしての商業や銀行における中世イタリアの partnership は短命であった。商人は一航海毎に joint venture を形成した。各航海の終りに（恐らく利益とともに）自分たちの全部の資本を引き揚げ，その venture を閉じた。銀行の partnership はもっと安定していたであろう。しかし，普通，一回が4～5年になっており，終りに企業の清算があった。」[9]

Lee 教授が説明している商人の partnership は前提で見た Heaton の第2段階の sea partnership のことを言及しており，銀行の partnership は Heaton の第3段階の real partnership に相当するものであった。[10] real partnership でも4～5年で一旦清算され，その時点以降旧帳簿の保存の必要がなくなってくる。しかも，当時の帳簿は紙の普及，発達がなく，高価な羊皮に書かれていたので，「ひっかき消されたり，製本のときのように他の目的に再利用された」[11]のであった。

取引記録の内容に入るまえに，どのような形で残されていたかを見てみよう。これはLee教授によって明らかにされている。説明の都合上，新ローマ法典注釈書の2枚の見返しとして用いられた1211年の銀行記録に対し，初めの見返しを1枚目と呼び，後ろの見返しを2枚目と呼ぶことにしよう。Lee教授によると，

「二，三のラテン語慣用句のほかはイタリヤ語で草書体で書かれ，各葉縦43cm，横28cmであった。……2枚からなる表ページの書体は次を除いてよく保存され，解読できる。1枚目の表ページの下の部分は若干の損傷があり，2枚目の表ページの右端の

隅は若干切りとられている。他方，1枚目裏ページでは原始記録の約4分の3が完全にかき消され，しかも新ローマ法典注釈書の目録がその上に重ねて書かれている。……したがって，その4分の1，すなわち底の部分が解読できるだけである。……2枚目裏ページでは二重に書き込まれていないが，表面全体が消しこまれている。したがって，肉眼では二，三の用語のみが判読できるだけである。そこで，Santini は書体を浮き出そうとこのページに1行ごとに化学薬品を用い，事実，全体を読みとることができた。しかし，その原稿をさらに損傷させたという犠牲を払ってしまった。」[12]

また，その原稿を見ると，二，三の小さな虫の食った穴が見られるほか，2枚とも1個づつ大きな穴がある。直径2.5cmと3.5cmもある穴があるが，会計記録はその穴を避けて書かれているため原稿が書かれる以前からその穴が存在していたと考えられる。多分，安価で粗悪な羊皮を買っていたのだろうと Lee 教授は述べている。この1211年の Florence の銀行は Florence のほか Bologna, Pisa でも営業をしていた[13]。貸付の記録とその返済の記録が中心であるため，泉谷教授は「すべてがフィレンツェー銀行家の貸付に関する記録」[14]としているが，よく調べてみると，貸付および返済記録のほかに会計発達史上きわめて重要な資本勘定の記録があったと考えられる。これについてはこの項のあとのところで資料を例示して説明することにしよう。

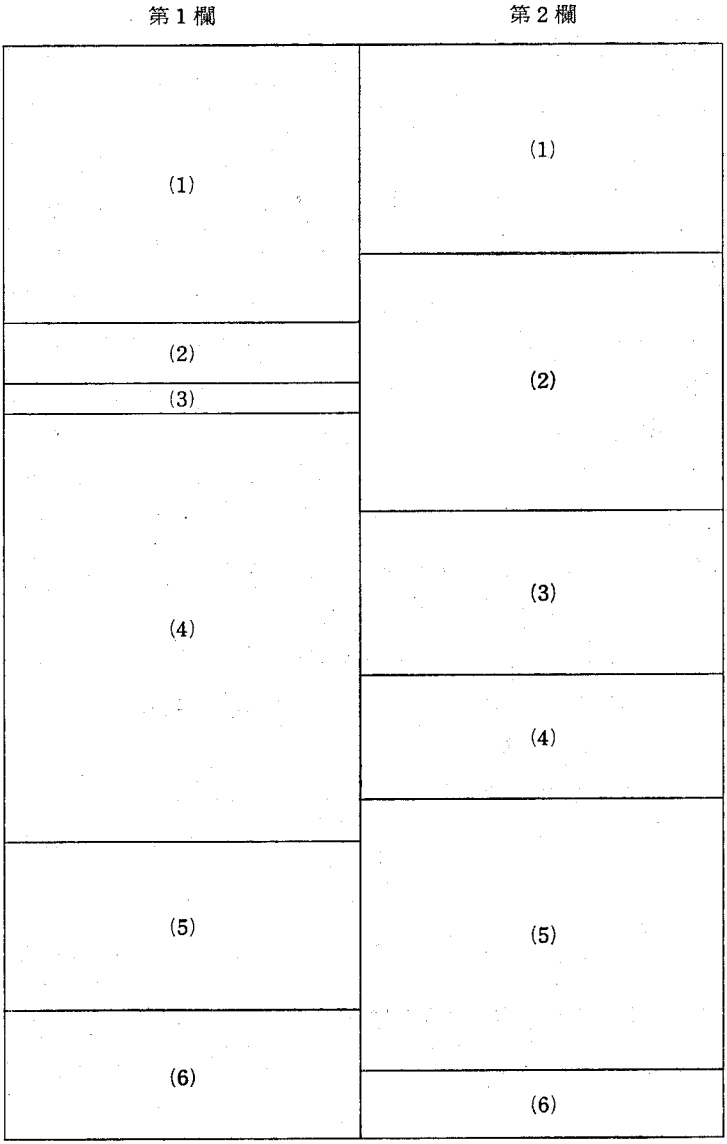
2枚（すなわち4ページ）の銀行の勘定記録がどのような配列で書かれていたかは図示するのが一番明白となろう。各ページ次のとおりである[15]。

各ページの中央に縦に線が引かれているため各ページに2欄できるが，これは出来るだけ多くの取引を記載しようとしたからにほかならない。各欄は6個から8個の勘定が書かれていて，記帳担当者が返済その他の記録がその枠内で書けるよう予め空白を設けていた。しかし，予定より記録量が多くなると，枠内に細かくぎっしりと書かねばならなかった。

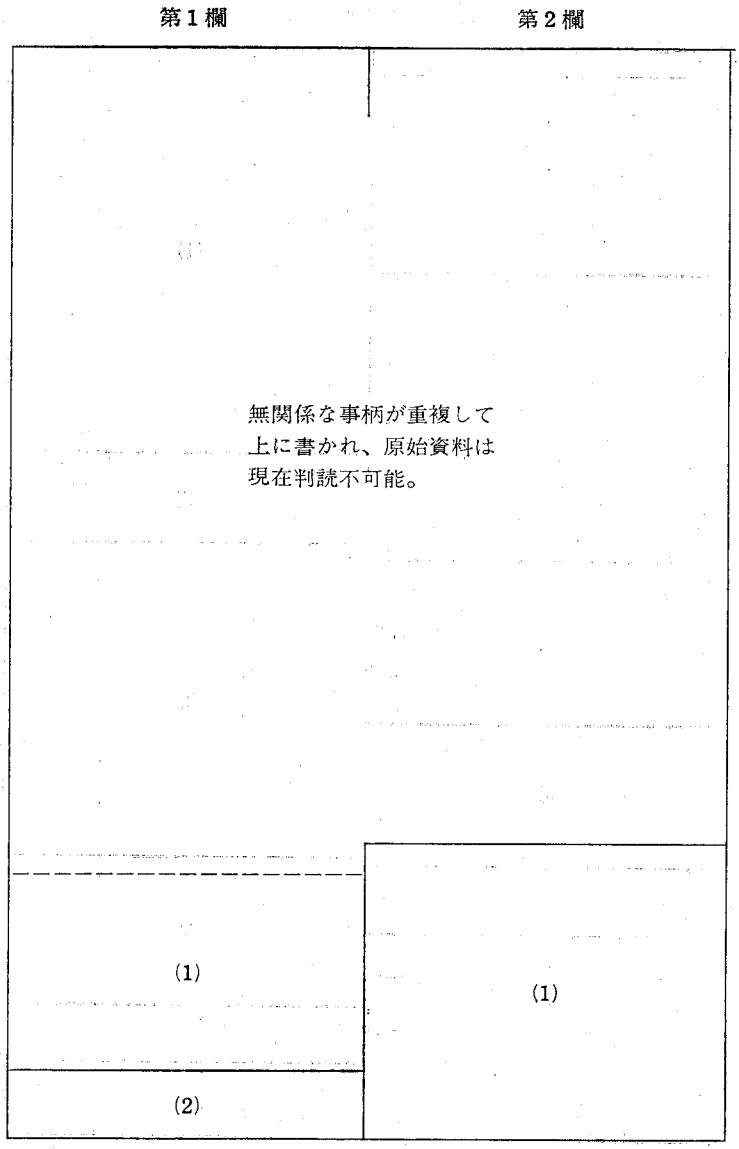
記録順序は必らずしも取引順とは限らず，「貸付の証拠が簿記係に提供されたとき」[16]に貸付の人名勘定が設定された。特に地方での取引は数日後になって始めて貸付の記録を知ることになるので，すべてを取引順に記録できなかったからである。

1211年の銀行の貸付に対する人名勘定には次の順序で記録されていた。貸

1枚目表ページ



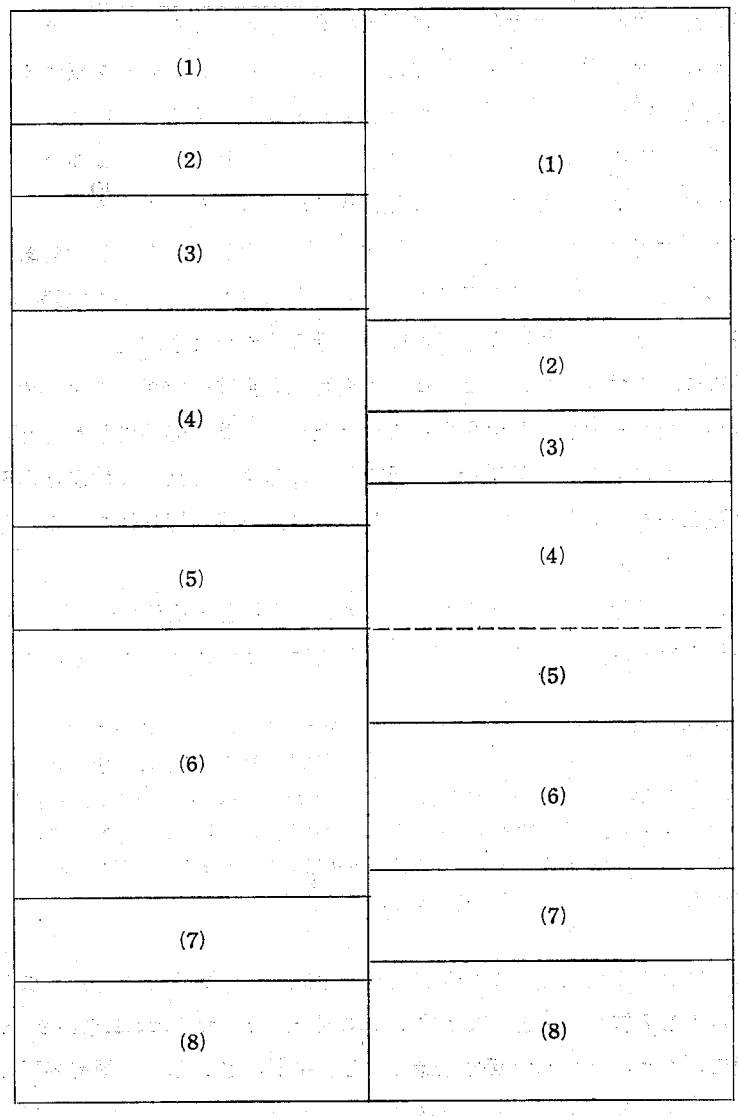
1枚目裏ページ



2枚目表ページ

| 第1欄 | 第2欄 |
| --- | --- |
| 見　出　し | (1) |
| (1) | (2) |
| (2) | (3) |
| (3) | (4) |
| (4) | (5) |
| (5) | 空　白 |
| (6) | |
| (7) | |
| (8) | |

2枚目裏ページ



付を受ける者の氏名，その金額，日付，支払満期日，支払遅滞に対する利率，またときには2人以上の立会人名，またときには貸付金の元本，利子の保障人名といった順序で書かれている。ここで利子は1カ月 libra 当り 4 denari，即ち年20%が殆んどで当時としては不当に高いものではなかった[17]。また，支払満期日は普通，貸付日と同一日付となっている。これは高利を禁ずるキリスト教会との関連からであり，貸付日を支払満期日とすることによって自動的に満期日以降に支払が受けられることになり，これに対する延滞金としての外観を整えようとしなければならない背景があったからである[18]。

上記人名勘定は各勘定とも最初に貸付，次いで返済という順序で記載され，分割払いのときには第2回の返済から〝Item〟(同上) なる用語で主語(勘定名)を省略していたし，これによって前後の記録の区分がなされた。

締切について付言しておくならば，各勘定とも金額欄を用いておらず，またやっかいなローマ数字が使用されていたため，計算は容易でなかった。分割払いによる返済でも返済額合計を記載しておらず，ただ，貸付額と返済額とが計算上一致すると，斜めの線が引かれ，勘定が締め切られていることを示そうとしていた[19]。

このような記録計算方法は基本的には今日のそれと大差がない。Lee 教授は1211年の貸付勘定と今日のそれと比較して次のように述べている。

> 「Electric Data Processing (E. D. P.) と比較されるならば，そのシステムはよりモダンに見える。E. D. P. ではコンピューターが借方を積極側の金額，貸方を消極側の金額として処理し，その差額を印刷したり， magnetic file に記憶させたりするようプログラムされる。……実際，このことは中世の書記のソロバンの作業と類似している。彼はまず，貸付金額の玉をおき，次に支払額の玉を引き去り，引き去ることができなくなると，彼はその取引を締め切るのである。」[20]

次に，1211年の会計記録の代表的なものを抜粋し，研究しよう。2枚の現存資料のうち2枚目は主として5月1日に開かれた San Proculo(San Brocolo) の定期市のためになされた貸付記録である。翻訳にさいして，固有名詞のスペリングは現代用語法に変え，金額はローマ数字からアラビア数字に変え，

貨幣単位の libre, soldi, denari を1971年以前のイギリスの貨幣単位£, s. d. に変えたことを断っておかねばならない。

まず，最もよく引用されてきた1枚目表ページ第1欄第1番目のAdobrandino Pietro and Buoninsegna Falconi 勘定を見ることにしよう。

（1枚目表ページ第1欄1番目の勘定）

（原　文）[21]

MCCXI

Aldorandino petro e buonessegnia falkoni

No dino dare katuno in tuto lib′. lii per liure diciotto d′imperiali mezani arrascione dì trenta e cinque meno terza ke demmo loro tredici dì anzi k. luglio e dino pagare tredici dì anzi kal. luglio. se più stanno, a iiii d′. lib′. il mese quanto fusse nostra voluntade. testi alberto baldovini e quitieri alberti di porte del duomo.

Item die dare buonessegnia s. xii per u massamutino.

Buonessegnia falkoni ci a dato lib′. xl : rekò iakopo a termine. Item die auire lib′. iiii e s. ii :

leuammo di rascione buonessegnie oue douea auire per ser kalkagnio vi dì anzi k. luglio. Item diè lib′. iii meno d′. xii per tornaquinci, kei pagò nei panni suoi. Item ci diè Buonincontro dappopio s. xl di ssua mano tre dì anzi kal. luglio. Item ci diè aldobrandino lib′. iii meno d′. xii : rekò giannozo.

（英　訳）[22]

1211

Aldobrandino Pietro and Buoninsegna Falconi

are due to give us, each [for himself], in total £52. 0. 0d. for £18. 0. 0d. in Imperial *mezzani* at the rate of 35 less a third [*libre* in *mezzani* in 100 *libre* Florentine] which we gave them on 18th June, and they are to pay on 18th June ; if [the moneys] are outstanding longer, [interest is] at 4d. in the £ per month, for as long as we may permit. Witnesses : Alberto Baldovini and Guittieri Alberti, of the Porta del Duomo.

*Item* Buoninsegna is due to give 12s. 0d. for one *massamutino*.

Buoninsegna Falconi has given us £40. 0. 0d. ; Jacopo brought it at the due date. *Item* he is due to receive £4. 2. 0d. ; we deducted from Buoninsegna's account what he was due to receive in respect of Ser Calcagno on 25th June. *Item* he gave £2. 19. 0d. on behalf of Tornaquinci, whom he paid in cloths

of his. *Item* Buonincontro da Poppio (?) gave us £2. 0. 0d. personally on 28th June. *Item* Aldobrandino gave us £2. 19. 0d.; Giannozzo brought it.

(邦　訳)

1211年

Aldobrandino Pietro と Buoninsegna Falconi は

我々が6月18日に彼らに与えた Imperial MEZZANI 貨幣で£18. 0. 0d. に対し〔100 LIBRE Florence 貨幣に対し MEZZANI では〕(35−⅛) LIBRE の割合で換算し,〔Florence 貨幣で〕総額£52. 0. 0d. を連帯して我々に与えるべし。6月18日付で支払うべきこと。もし支払がそれ以上遅滞すれば,我々が許す限りの間,1カ月当り£1につき d. 4の割合〔の利子である〕。証人, Alberto Baldovini と Duomo の門人 Guittieri Alberti.

同上の Buoninsegna は1 MASSAMUTINO 貨幣に対し12s. 0d. の割合で与えるべし。

Buoninsegna Falconi は我々に£40. 0. 0d. を与えた。Jacopo が満期日に持参した。同上の彼は£4. 2. 0d. を受けとるべし。我々は彼が Ser Calcagno から受け取ることになっていた上記金額を Buoninsegna の勘定から6月25日に控除した。同上の彼は〔当方に負債のある〕Tornaquinci に対し当方になり代って£2. 19. 0d. を支払った。支払いは彼の織物で行われた。同上の Buonincontro da Poppio は6月28日に当方に直接£2. 0. 0d. を持参した。同上の Aldobrandino は我々に£2. 19. 0d. を与えた。Gionnozzo がそれを持参した。

(注)　〔 〕内は筆者が追加。

上例からもわかるように貨幣単位は Florence 貨幣, MEZZANO 貨幣, MASSAMUTINO 貨幣の三種類が記録されているが, すべて終局的に標準貨幣すなわちFlorence貨幣に換算しようとしている。貸付の記録の次に, 分割返済額が記録されているわけであるが, 記録の中で「1 MASSAMUTINO 貨幣に対して12s.0d.の割合で与えるべし」という部分が問題となる。Lee教授, 泉谷教授ともにこの文章は貸付記録を示しているとし,[23] 結局のところ「貸付元金未回収高」[24]であるとしているが筆者はこうは考えない。「1 MASSAMUTINO 貨幣に対して12s. 0d. の割合で与えるべし」とあるのは貸付記録でなくて, むしろ返済時に MASSAMUTINO 貨幣で返済されたときの用意として換算率を注記しておいたものと考えるのである。筆者の考え方にそい, 今日の勘定の姿に変えて, 上記勘定を要約整理してみると次のように貸借均

衡する。この貸借均衡による締切は貸付元金未回収高がなかったことを意味すると考えられる。

Aldobrandino Pietro & Buoninsegna Falconi 勘定

| | |
|---|---|
| 1211年(与えるべし) | 1211年受け取るべし |
| 6/18 貸付 £52.0.0d. | 6/18返済 £40.0.0d. |
| | 6/25 〃 4. 2.0d. |
| | 6/25(?) 〃 2.19.0d. ← 代理支払 |
| | 6/28 〃 2. 0.0d. |
| | 6/28(?) 〃 2.19.0d. |
| £52.0.0d. | £52.0.0d. |

Ser Calcagno 勘定

| | |
|---|---|
| 1211年 | |
| 6/25 貸付 £4.2.0d. (振替) | |
| 請求権移行 | |

Tornaquinci 勘定

| | |
|---|---|
| 1211年 | 1211年 |
| 6/25(?)返済 (振替) £2.19.0d. | 借入 £x.x.xd. |

当時の借方，貸方の概念は今日のように記号化した二つの用語というより次のようなパターンで貸借記録されており[25]，用語法が単純化されていない。

(我々に) 与えるべし (借方)
(no) die/dino dare

(彼が) 受けとるべし (貸方)
die/dino avire

(我々が) 与えた (借方)
(li) demmo/avemmo dato

(彼が我々に) 与えた (貸方)
(ci) diè/diede/ha (nno) dato

(我々は彼が) 受けとるべき金額を控除した (借方)
levammo ove die/dovea avere

(我々は彼が) 受けとるべき金額を追加した (貸方)
ponemmo che die/dovea avere

このような用語法は当時いくつかの種類の異なった取引が存在し，その取引の説明上数個のパターンの用語法が確立したものと考えられる。貸付金とその返済，顧客の預金とその引出，為替手形による振替などの記録に各種パターンの用語法が用いられたが，次第に一対の用語法 die dare (与えるべし) die avire (受け取るべし) に統一され，今日の借方，貸方と同義語として用いられるようになったと考えられる。

貸付記録に立会人の氏名が書かれ，また時には保障人までたてていたことは会計帳簿が紛争時に裁判資料として役に立っていたことを物語るものであ

る。

銀行記録の中で単に first-name だけ書かれているのが数多く見かけられるが，これはlast name を示さずとも明白な人々に限られるため，Lee 教授によると彼らは積極的に事業に従事している partner の一員であることを示すとしている。1211年の2枚計4ページの現存会計資料には，したがって，次のような partner の名前が括孤の数字のように何回も出くわすのである。Arnolfino (8), Jacopo (6), Albizzo (5), Aldobrandino (5), Cambio (5), Giannozzo (4), Tornaquinci (4), Tegghiaio[26] (3)。

1211年の銀行帳簿の上記勘定のほかに特色ある勘定を取り出してみよう。上記勘定の中に見られなかった利子支払いと保障人を立てているのが，1枚目表ページ第1欄5番目の勘定に見られる。原文を示し，翻訳を行ってみよう。

（1枚目表ページ第1欄5番目の勘定）

（原　文）[27]

Buonagiunta dassomaia die dare lib′. xxiij e sol. xviij per liure uentitre ke i prestammo j die anzi kl. luglio : posto ke die aire e dene pagare in k. agosto : se prù stanno a iiij d′. lib′. il mese, quanto fosse nostra volontade ; e s′ei no pagasse si no promise di pagare buonone f. farolfi da duomo prode e kapitale quant′elli sstesero. tt. prestorso d′oltrarno ellutieri f. galgani balsimi ed ugolino f. sassolini dackapiano. Item buoriketto del greccio ci diè lib′. xxiij. e sol. xviij. posto.

（英　訳）[28]

Buonagiunta da Somaia is due to give £23. 18. 0d. for £23. 0. 0d. which we lent him on 30th June ; we added what he is due to receive, and repay, on lst August. If [the moneys] are outstanding longer,[interest is] at 4 d. in the £ per month, for as long as we may permit ; and if he does not pay, then Buonone, son of Farolfo of the Duomo [parish], promised to pay us interest and principal, as much as they shall amount to. Witnesses : Prestorso of Oltrarno, Lutieri, son of Galgano Balsimi, and Ugolino, son of Sassolino da Capiano. *Item* Buorricchetto del Grecio gave us £23. 18. 0d. ; we added it.

（邦　訳）

Buonagiunta da Somaia は我々が6月30日に彼に貸したf23．0．0d．に対しf23．18．0d．を与えるべし。この金額は彼が〔誰かから〕受け取ったのち，8月1日に支払うことになっている金額を追加した。もし，支払がそれ以上遅滞すれば我々が許す限りの間1カ月当りf1につき d．4〔の割合の利子である〕。もし彼が支払わなければ，Duomo〔教区〕の Farolfo の息子 Buonone が元金および利子の合計金額を我々に支払うことを約束した。証人：Oltrarno の Prestorso と Galgano Balsimi の息子 Lutieri 及び Sassolino da Capiano の息子 Ugolino。同上の Buorricchetto del Greccio が我々にf23．18．0d．を与えた。我々はそれを加算した。
（注）〔 〕内は筆者が追加。

上記勘定では1211年6月30日に貸付けたf23．0．0d．に対し，返済予定日が8月1日であるため1カ月分の利子 s．18 を予め含ませた金額を貸付額としたのである。上記勘定を今日の勘定形式に変えて再現するならば次の通りである。

Buonogiunta da Somaia 勘定

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1211年 | | | 1211年 | | |
| 6/30 | 貸付 | f23．0．0d． | 8/1(?)返済 | | f23．18．0d． |
| 〃 | 8/1までの利子 | f 0．18．0d． | | | |
| | | f23．18．0d． | | | f23．18．0d． |

銀行業であったため，貸付利子と預金利子の記録計算がきわめて重要であった。そのため貸付利子に対して何らかの形で記録しておかねばならないが，当時のキリスト教会は高利を禁止していたため，この記録のように貸付時に返済予定日までの利子を予め計算し，それを貸付額に上乗せして利子額の明記を避けようとしたのである。このように利子の計算記録は銀行業にとって不可避であるにもかかわらず，Lee 教授によると「1211年の銀行家は現金帳以外で受取利子や支払利子の記録さえしていなかった[29]」と述べているが，上記勘定を見れば，この表現が適当でないことは明白となろう。

上掲の勘定のように貸付と同時に利子を計算している人名勘定のほか，返済時に利子を計算している人名勘定もある。2枚目裏ページ第1欄4番目の

勘定がそれであり，原文，英訳，邦訳を示そう。

（2枚目裏ページ第1欄4番目の勘定）

（原　文）[30]

MCCXI

Lutieri kalkagni no die dare lib′. xliiij e sol. xj per liure quaranta due meno d′. diciotto di nuovi k′ebbe in pisa a quindici d′. l′. undici dì intrante giugnio, e dene pagare xj diè intrante luglio : se più stanno a iiij d′. lib′. : disse kessono trallui e kardinale. Item. die dare kardinale lib′. xxiiij e d′. xxx per la rascione rinucini f. macene ke sodàmo xiij dì intrante nouèbre.

Lutieri ci à dato dissua mano lib′ ij e sol. x e ⊢ tredici di intrante luglio. Item ci diede kardinale lib′. lj. sol. xv e d′v. posto.

Item lib′ cinquanta di nuoui ke diede per noi a quarneri f. gaiazzi di porte san pie[tro], ke li fecie dare a bernardo bankiere dì pisa xiij dì intrante nouèbre. Item ci diè luttieri e kardinale lib′. xv e sol. xvj e d′. viij innanzi viiij pergamene.

（英　訳）[31]

1211

Lutieri Calcagni is due to give us £44. 11. 0d. for £41. 18. 6d. of new coin which he received in Pisa at [a charge of] 1s. 3d. in the £ 11th June, and is due to pay it on 11th Ju[y ; if [the moneys] are outstanding longer, [interest is] at 4d. in the £ [per month], He said that it is between him and Cardinale. *Item* Cardinale is due to give £24. 2. 6d. in respect of the account of Rinuccino, son of Macigno (?), which we settled on 13th November.

Lutieri has given us personally £2. 10. 6d. on 13th July. *Item* Cardinale gave us £2. 15. 5d. (?) ; we added it.

*Item* £50. 0. 0d. of new coin which he gave on our behalf to Guarnieri, son of Gaiazzo of the Porta San Pietro, which [money] he caused to be given to Bernardo, the banker of Pisa, on 13th November. *Item* Lutieri and Cardinale gave us £15. 16. 6d., nine parchments further on.

〔邦　訳〕

1211年

Lutieri Calcagni は6月11日に Pisa で受け取った新貨幣£41. 18. 6 d. に対して£1当り ls. 5d.〔の割増〕で計算して£44. 11. 0d. を我々に与えるべし。彼は7月11日にそれを支払うべし。もし，支払が遅滞すれば〔1カ月当り〕£1につき 4d.〔の割合の利子である〕。Calcagni は自分と Cardinale との間に資金があるといっていた。

同上の Cardinale は Macigno の息子 Rinuccino の勘定の保証で£24. 2、6d. を与えるべし。それを我々は11月13日に決済。

Lutieri は7月13日に我々に£2. 10. 6d. を直接持参した。同上の Cardinale は我々に£2. 15. 5d. を与えた。我々はそれを加えた。

同上の彼は the Porta San Pietro の Gaiazzo の息子 Guarnieri に対する当方の負債，新貨幣で£50. 0. 0d. を当方に代って与えた。同金額を彼は11月13日に Pisa の銀行家 Bernardo に与えられることができた。同上の Lutieri と Cardinale は我々に£15. 16. 6d. を与えた。9枚目の羊皮の通り。

(注) 〔 〕内は筆者が追加。

この勘定の返済額合計は貸付額合計を超過する。その超過分が利子支払額なのである。より明白にするため次に今日の勘定形式で再現してみよう。

Lutieri Calcagni と Cardinale 勘定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1211年 | | 1211年 | |
| 6/11 貸付 ( 7/11満期) | £44.11. 0d. | 7/13 返 済 | £ 2.10. 6d. |
| 6/11(?)貸付(11/13満期) | 24. 2. 6d. | 7/13(?) 〃 | 2.15. 5d. |
| 11/13(?)利子受取 | 2. 8.11d. | 11/13 〃 | 50. 0. 0d. |
| | | 11/13(?) 〃 | 15.16. 6d. |
| | £71. 2. 5d. | | £71. 2. 5d. |

やはりキリスト教会の影響で利子の明記を避けていた。即ち□の部分を銀行帳簿は何ら書き留めなかったのである。しかし，返済額と貸付額との差額が利子£2. 8. 11d. であったことは明白である。

1211年の銀行帳簿には預金を示す人名勘定が現存していないため，預金受取，預金引出，利子支払等の記録法が不明であるが，貸付金勘定に類似していたことは充分想像されることである。

顧客との信用を伴なう現金の支出，受取に関する取引は人名勘定と現金帳とに複式記入が行われていた。しかし，信用を伴わない売上，仕入，経費支払等の現金取引では現金帳のほかにいかに記録していたか全く明白でない。さらに，直接，現金授受に関係しない取引に対する記録もいかにしていたか明白でない。このように未解明の部分が多いにしても銀行業であるため受取

利子と支払利子とを記録計算した帳簿が別に存在していたことは充分推測されうることである。例示の諸勘定の中には貸付金勘定（人名勘定）でもって利子受取記録を行ったものもあるが，利子部分は結局のところ受取利息勘定にも記録されていたとも考えられる。というのは，貸付に関する記録が例示の資料で明らかなように詳細かつ正確に行われていたことから見れば，受取利子を集計する帳簿の作成はきわめて容易な作業であるからである。

また，1211年の銀行帳簿の中で見落としてはならないものは資本金勘定に相当する勘定が見つかったことである。1211年の現存銀行帳簿は一般的には泉谷教授のように，「すべてがフィレンツェー銀行家の貸付」[32]の記録のみであると片付けているが，よく検討してみると資本金勘定に相当する partner の出資並びに引出に関する記録が見つかるのである。次に例示する勘定（2枚目裏ページ第1欄6番目の勘定）がそれに相当する。

（2枚目裏ページ第1欄6番目の勘定）

（原　文）[33]

In nomine domini, amen.

Arnolfino porta seco a la badia lib′. ciij e sol. xv di veronesi ke i tollemmo da qualterotto. Item porta lib′. xxxj di veronesi……di cambio (?). Item porta sol. xx di bo[lon]gnini perrispese. Montano i veronesi lib′. lxxviij. Item die dare lib′. viiij meno sol. iij ke le demmo per lui a quaskōne f. rineri ubertini per lo storamento dei veronesi. posto ke die auire. Item per paganello del garbo lib′. lxxxx e d′. xxv. Item per lo bene prestasini lib′. xlvij e sol. xvij e d′. iij. Item buonessengnia de l′anquillaia lib′. xlv e sol. iiij e d′. j (?). Item per ser (?). arrigo rinieri mediki lib′. lxxxxiiij e sol. v e ⊢ Item per rugieri figliastro buonfantini lib′. lxviiij e sol. xij e d′. iiij. [Item] per arrigo f. rinieri mediki lib′. liij e sol. ij. Item die dare per lo prode, lib′. xiiij e sol. iij. Item per benciuenni kōpagnio quernieri sol. xlvj, d′……Monta in tutto lib′ Diiij e sol. viiij e d′. ij. Item rauemmo trappagatori per quelli di laska lib′. Diiij e sol. xij.

（英　訳）[34]

*In nomine Domini, amen.*

Arnolfino is carrying with him to the Badia £103. 15.0d. in Veronese coin which we took for him from Gualterotto. *Item* he is carrying £31. 0.0d. in

Veronese coin…… [illegible] *di cambio* (?). *Item* he is carrying £1. 0.0d. in Bolognese coin for expenses. The Veronese coin amounts to £78. 0.0d. *Item* he is due to give £8. 17.0d. which we gave on his behalf to Guascone, son of Rinieri Ubertini for the exchange (?) of the Veronese coin.We added what he is due to receive : *item* from Paganello del Garbo, £90. 2.1d. ; *item* from Bene Prestasini, £47. 17. 3d. ; *item* [from] Buoninsegna dell'Anguillaia, £45. 4. 1d. (?) ; *item* from Ser (?) Arrigo, [son of ?] Rinieri Medici (?), £94. 5. 6d ; *item* from Ruggiero, stepson of Buonfantino, £69. 13. 4d. ; [*item*] from Arrigo, son of Rinieri Medici (?), £53. 2. 0d., *item* he is due to give for the interest £14. 3.0d. ; *item* from Bencivenni, partner (?) of Guarniero, £2. 6. ?d.…… [illegible].It amounts in total to £504. 9. 2d. *Item* we recovered (?), including payments by those whose debts had been remitted (?), £504. 12. 0d.

(邦　訳)

主の御名にてアーメン

Arnolfino は Veronese 貨幣で£103. 15. 0d. を Badia まで彼と一緒に持参している。その額は我々が彼のため Gualterotto から取ってきたものである。同上の彼は Veronese 貨幣で£31. 0. 0d. を……di cambio (?) (解読不能) に持参している。同上の彼は Bolognese 貨幣で経費のため£1. 0. 0d. を持参している。Veronese 貨幣で£78. 0. 0d. の合計となる〔貸方〕。同上の彼は£8. 17. 0d. を与うべし。その金額は我々が Veronese 貨幣への交換の際, Rinieri Ubertini の息子 Guascone に対するものを彼に代って与えたものである〔借方〕。我々は彼が受け取るべく次の金額を加えた〔貸方〕。同上は Paganello del Garbo から£90. 2. 1d.。同上は Bene Prestasini から£47. 17. 3d.。同上は Buoninsegna dell'Anguillaia から£45. 4. 1 d. (?)。同上は Rinieri Medici〔の息子の〕Ser Arrigo から£94. 5. 6d.。同上は Buonfantinoの stepson, Ruggiero から£69. 13. 4d.〔同上は〕Rinieri Medici (?) の息子 Arrigo から£53. 2. 0d., 同上の彼は利子 £14. 3. 0d. を与うべし。同上は Guarniero の partner (?), Bencivenni から£2. 6. ?d.……〔解読不能〕。合計£504. 9. 2 d. になる。同上の彼の債権が送金 (?) される支払を含めて£504. 12. 0d. を我々は受領した (?)。

(注)　〔 〕内は筆者が追加。

上記以外の勘定は貸付金勘定であったため借方残高勘定であった。ところが上記 Arnolfino 勘定は次に今日の勘定形式で要約再現してみることによって明らかのように貸方残高勘定である。

Arnolfino 勘定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1211年 | | 1211年 | |
| 月日不明 | 交換費引出 £8. 17. 0 | 月日不明 | 現金出資 £ 78. 0.0 |
| | | 〃 | 債権出資 504.12.0 |
| | | | 明細 |
| | | | Paganello £90. 2. 1 |
| | | | Bene 47.17. 3 |
| | | | Buoninsegna 45. 4. 1 |
| | | | Ser Arrigo 94. 5. 6 |
| | | | Ruggiero 69.13. 4 |
| | | | Ser Arrigo 53. 2. 0 |
| | | | △利子 −14. 3. 0 |
| | | | Bencivenni 2.16.? |
| | | | × × × x. xx. x |
| | | | £504. 9. 2 |
| | | | 調整 0. 2.10 |
| | | | £504.12. 0 |

貸方残高勘定には負債勘定か資本金勘定か，あるいは収益勘定のいずれしかない。上記 Arnolfino 勘定は負債勘定でないことは次により明らかとなろう。即ち，もしもこれが負債を示す借入金勘定とするならば，貸付金勘定で見てきたのと丁度同じように借入金勘定も満期日，利率，借入日等を明記しておいたはずである。それらが記録されていないことは借入金等の負債勘定でないことを示唆している。貸方残高勘定で，しかも負債勘定でないものは資本金勘定か収益勘定である。Arnolfino 勘定が販売活動等の取引を記録したものでないことは販売の日付，販売日，販売価格等が書かれていないことからも明白である。したがって，貸方残高勘定でしかも負債勘定および収益勘定でないものとしては資本金勘定以外にないのである。Arnolfino 勘定では利率等が記載されていないのは，ここではただ出資額を示すだけの意図であり，営業成績の結果次第で配当率が異なってくるので，予め利率を書くのは無意味だからである。こうした考え方は Lee 教授もとっているのである。[35]

この勘定では，他の勘定と異なって締切が行われていないことに注目しよう。当時は毎年定期的に決算を行い，利益分配を行っているとは考えがたく，

むしろ当時の会社は4～5年で清算されていたので，清算時まで決算が行われなかったのが普通であった。Arnolfino 勘定の締切が行われていないのは出資額の増殖を従業員その他の目のとどく一般帳簿に記入しようとしなかった当時の傾向を考えなくてはならない。Borromeo 商会（1436—9）や Medici 家（1458—60，1496—8）の帳簿を見ると，従業員の目にさらされたくない資本家の出資額とその利益及び利益配分額などを秘密元帳に記録しているのである[36]。Arnolfino 勘定の締切が行われていないことも，これが出資金勘定（資本金勘定）であったためであるというもう一つの理由が考えられる。

1) Raymond de Roover, "The Development of Accounting Prior to Luca Pacioli according to the Account-books of Medieval Merchants", in A. C. Littleton and B. S. Yamey (eds.), *Studies in the History of Accounting*, London, 1956, p. 115, Edward Peragallo, *Origin and Evolution of Double Entry Bookkeeping*, New York, 1938, 拙著，工業会計発達史（上），森山書店，pp. 6—11.
2) Florence Edler de Roover, "Partnership Accounts in Twelfth Century Genoa", in Littleton and Yamey, *op. cit.*, pp. 86—90, Geoffrey A. Lee, "The Oldest European Account Book : A Florentine Bank Ledger of 1211", *Nottingham Mediaeval Studies*, Vol. 16, 1972, p. 28, 泉谷勝美，フィレンツェー銀行家の会計記録（1211）(1)，大阪経大論集，第95号，p. 2.
3) Lee, *op. cit.*, p. 29, Pietro Santini, "Frammenti di un libro di banchieri fiorentini scritto in volgare nel 1211", *Gionale Storico della Letteratura Italiana*, Vol. 10, 1887.
4) Ernesto Monaci, *Crestomazia Italiana dei Primi Secoli*, Città di Castello, 1889.
5) Alfredo Schiaffini, *Testi Fiorentini del Dugento e dei Primi del Trecento*, Florence, 1926.
6) Mario Chiaudano, *Studi e Documenti per la Storia del Diritto Commerciale Italiano nel sec. XIII*, Turin, 1930.
7) Geoffrey A. Lee, "The Florentine Bank Ledger Fragments of 1211 : Some New Insights", *Journal of Accounting Research*, Vol. 11, No. 1, 1973, p. 47.
8) Lee, "The Oldest……", pp. 28—60.
9) *Ibit.*, p. 28.
10) Herbert Heaton, *Economic History of Europe*, New York, 1948, p. 166,

本稿61ページ参照。

11) Lee, "The Oldest……", p. 29.
12) *Ibit.*, p. 30, cf. Lee, "The Florentine……", p. 48.
13) Lee, "The Florentine……", p. 48.
14) 泉谷勝美，前掲書，p. 4.
15) Lee, "The Oldest……", pp. 31—34.
16) *Ibit.*, p. 30, and Lee, "The Florentine……", p. 48.
17) Lee, "The Oldest……", p. 35 and Lee "The Florentine……", p. 48.
18) Lee, "The Oldest……", p. 56.
19) *Ibit.*, p. 35.
20) *Ibit.*, p. 35.
21) Lee, "The Florentine……", p. 50.
22) Lee, "The Oldest……", p. 36.
23) Lee, "The Florentine……„, p. 51，泉谷，フィレンツェー(2)，大阪経大論集，第96号，p. 126.
24) 泉谷，前掲書，p. 126.
25) Lee, "The Oldest……", pp. 48—9.
26) Lee, "The Florentine……", p. 53.
27) 泉谷，前掲書，p. 129.
28) Lee, "The Oldest……", p. 37.
29) *Ibit.*, p. 58.
30) 泉谷，フィレンツェー……(3)，大阪経大論集，第97号，pp. 94—5.
31) Lee, "The Oldest……", p. 45.
32) 泉谷，フィレンシェー……(1)，p. 4.
33) 泉谷，フィレンツェー……(3)，p. 97.
34) Lee, "The Oldest……", p. 45.
35) Lee, "The Oldest……", pp. 58—9, Lee, "The Florentine……", p. 59.
36) 拙著，前掲書，p. 37 および pp. 47—8.

## 三　その他の13世紀の会計帳簿

1211年の銀行帳簿は13世紀の簿記会計の発達の基礎をなすため，少し詳しく見てきたつもりである。13世紀中には今日，いくつかの会計帳簿が見つかっている。それらのうちLee教授によって紹介されたものを，1211年の銀行帳簿と比較して特色を要約説明してみよう。

イ，Contra Gualfredi and the Borghesi Company (1259—67)[1]

他帳簿への繰越作業が巧みになった。また，帳簿相互間の参照ページの適用により検証が容易になった。

ロ，Bene Bencivenni (第1帳簿，1262—75)[2]

1211年の銀行帳簿より発展が見られない。

ハ，Jacopo Riccomanni の相続人 Baldovino の財産記録 (1272—8)[3]

貸付金利の複利計算の適用や(イ)と同じく相互参照ページの活用があった。

ニ，Gentile de' Sassetti and Sons (1274—1310)[4]

元帳の前半を借方残高勘定に，後半を貸方残高勘定にあてることを工夫したが，記録自体，標準貨幣に換算しておらず，他のものより劣った元帳といえる。

ホ，Bene Bencivenni (第2元帳，1277—96)[5]

不良債権すなわち貸倒れの記録がある。

ヘ，Lapo Riccomanni (1281—97)[6]

(ニ)よりも組織的な記録でない。

これらを非常に簡単に要約したのは，1211年の銀行帳簿から大きな進歩の跡が見られなかったためである。しかし，次の二つの帳簿は少し検討を要するであろう。

ト，Rinieri Fini & Brothers (1296—1305) 及び Giovanni Farolfi & Co, (1299—1300)

Melis および Castellani の主張を Lee 教授は解説して，「フランスで取引をしていたフローレンスの企業 Rinieri Fini & Brothers (1296—1305) と Farolfi Company (1299—1300) の帳簿では完全な複式記入が出現したであろう」と述べている。その理由として次の説明が見られる。「両元帳は前半に借方差額，後半に貸方差額〔の勘定〕がある。殆んどは利子を含めた債務者或いは債権者勘定である。さらに売上勘定があり，売上損益の差額 (及び利子) を現存している AVANZO, DISAVANZO (損益勘定) 及びその他の勘定に振り替えている。[7]」この文章からすると名目勘定及び資本勘定を有機的に使っており，複式簿記に達していたことになる。これに対する反論もある。泉谷

教授によると「フィニーの元帳は彼らが他の商人と組合を作った，その組合の会計記録ではない。……フィニー兄弟個人の記録であり，それ故に元入れ記録もなく……」[8]と説明している。そして,「受取利息・支払利息・小口経費・鋳造費のような名目勘定が1元帳内に設定され」[9]ていても,「名目勘定締切りのための集合損益勘定が帳簿上に設けられていない」[10]ことから，複式簿記に到達していたとする Casellani や Melis の主張に批判的である。

しかし，泉谷教授も認めるように原価勘定，経費勘定及び利益勘定の「3勘定から随時それまでの利益額が別紙で計算されたものと考えられる」[11]のは当然のことである。このことから Borromeo 商会 (1439—9), Medici 家 (1458—60, 1496—8) の帳簿のように従業員の目にふれさせたくない勘定を秘密元帳で記録するという実務があったことを想起しなければならない[12]。この場合，たとえ一元帳内に集合損益勘定や資本勘定がなくとも秘密元帳でもって有機的に記録計算されていたことが考えられうることである。

Fini 元帳は当時最も繁栄していた「Champagne の定期市で記録された帳簿」であり，本来，その資料は1299—1305年まで及んでいるが，1952年に Castellani 教授は単に1300年までの記録しか公けにしなかった。しかし，1300—1305年の資料は大変傷んでおり，やがて殆んど解読不能となるから非常に残念であったと de Roover 教授は述べている[13]。

Farolfi 元帳では，Fini 元帳よりさらに発達している部分がある。Farolfi 元帳では,「前払支出の次年度以降への配分さえある——これはたしかに発展した概念である。」また，「Farolfi の元帳は今日の欧米で一般的実務のように『残高勘定』(不幸にして不完全) の手段により締め切られている」[14]と Lee 教授が指摘しているように，残高勘定の利用と前払費用の繰越計上の実務において勝れているといえよう。

13世紀の会計資料の中でこのほか特色あるものとして，Florence から離れるが同じ Tuscany 地方の Siena の会計資料から de Roover 教授は次のものを挙げている。

チ，The Salimbeni Company (1277—82)[15]

正確には会社の名前ははっきりしていないが，Siena で最も強力な商家であった the Salimbeni Company でないかと de Roover は推定している。というのは，会計帳簿内に Salimbene de' Salimbeni とか Federigo Lei という固有名詞が頻繁に出てくるので，そのことから彼らは partners であったと考えられるからである。この帳簿で最も大きな特徴は現金帳の形式である。今まで，帳簿は縦式に書かれていたが，現金帳借方（左側ページ）に受取額，貸方（右側ページ）に支払額を記録するよう工夫され，今日のT字型勘定と基本的に同じものになっていることである。毎週月曜日に現金帳の集計が行われ，残高を計算している。この現金帳から①債務者帳，債権者帳，②売上帳，③両替帳の三つの帳簿が引用されている。このことは当時すでに記録が複雑となり簿記係の分業体制がとりえたことを物語っている。

上記の諸帳簿により時の経過とともに会計手法が進歩したとは限らず，むしろ前進と後退とが繰り返されているといえよう。会計の発展に大きな影響を与えるのは de Roover も指摘するように企業の発展であり，当時は partnership という企業組織をとっていた。利益があがると partnership 契約に従い利益処分を行う必要上正確な記録計算手続が行われ，しかる後に partner への報告手段として財務（諸）表が作られたであろう。1281年の Siena のある会社の現存する財務表はそのような経過から生まれたのであろう。これは「数人の partners の中で Bernardino Ugolini が中心的な存在であり，当該財務表はある partnership を解散して別の partnership を作る際，他の二人の partners, Manno Squarcialupi と Bartolomeo Aringhieri の分け前を言及しているものである。」当時では，「ローマ法典に従ってすべての債権者が満足するまで partners 達は自分の持分の支払を受け取らなかった」[16] と de Roover が指摘するように，前提条件として簿記手続が当時正確に行われなければならなかった事情が整っていた。

1) Geoffrey A. Lee, "The Development of Italian Bookkeeping, 1211—1300," *Abacus*, Vol. 9, No. 2, December, 1973, pp. 142—3.

2) *Ibit.*, pp. 143—4.

3) *Ibit.*, pp. 145—6.
4) *Ibit*,. pp. 146—7.
5) *Ibit.*, p. 147.
6) *Ibt*,. p. 148.
7) *Ibit.*, p. 154, cf, Raymond de Roover, "The Development of Accounting Prior to Luca Pacioli according to the Account-books of Medieval Merchants", in A. C. Littleton and B. S. Yamey (eds.), *Studies in the History of Accounting*, London, 1956, pp. 115—6.
8) 泉谷勝美，リニエリ・フィニー兄弟の元帳（1296—1305）(2)，大阪経大論集，第106号，p. 81.
9) 泉谷，リニエリ……(1)，大阪経大論集，第105号，p. 47.
10) 前掲書，p. 79.
11) 前掲書，p. 79.
12) 拙著，工業会計発達史（上），森山書店，p. 37 および pp. 47—8.
13) de Roover, *op. cit.*, p. 118.
14) Lee, *op. cit.*, pp. 154—5.
15) de Roover, *op. cit.*, p. 122.
16) *Ibit.*, p. 121.

## 四　結　　言

13世紀における経済の発達はめざましいものがあった。Florence は封建制，荘園制の衰退とともに都市経済の発達があり，partnership 企業の発展，信用経済の発展，銀行業の発展をもたらしたことは第一項の序言で述べておいたとおりである。このような社会経済的背景を前提にして今日の現存している13世紀の会計帳簿を再検討する必要がある。こういう背景のもとでは，Richard Brown のいうように「当時において簿記という用語が用いられる意味では知られていなかった[1)]」という断定は危険となる。partner の出資金によって設立された partnership 企業では各 partner にとって最も関心あるのは利益分配であり，そのためには正確な記録計算法としての簿記が発展していなければならなかった。

1211年の銀行帳簿では貸付金および返済金記録，利子記録，それに複式簿記発達史上極めて重要な資本金勘定の記録内容を明らかにしてきた。当時で

は the Salimbeni Company (1277—1282) を除いて今日のようなT字型勘定ではなく，縦式文章形式で会計記録が行われ，借方貸方の区別は位置，場所の区別ではなく，慣用語の使用によって区別していた。借方，貸方を定義する慣用語も三対以上の用法があり，後世になって単純化されていくのである。では，なぜ縦式文章式を用いたかは理由がないわけでない。当時は製紙技術が未発達であったため，高価な羊皮に会計記録が書き留められた。そのため，いきおいT字型勘定（あるいは左側ページを借方，右側ページを貸方とする両側形式勘定）のようにどちらかの側にたくさんの空白を残す形式を避けたのであろう。複式簿記にとってT字型勘定（あるいは両側形式勘定）は必須条件と考えなくともよい。取引を資産の側面，資本の側面（他人資本，自己資本，および費用収益の名目資本を含む）の両面から接近し記録することのほうが大切である。1211年の銀行帳簿では資産を代表する貸付金勘定が多く見つかり，さらに自己資本を意味する出資金勘定が見つかったのである。その意味ではあまり素朴で単純な簿記ではなかったことがはっきりする。

支払利子，受取利子の記録は銀行業にとってきわめて大切であるため，貸付金記録と同様の綿密さでそれらの勘定が記録されていたであろうけれども，それらが発見されていない。そのため，費用，収益勘定の整備がどのように進んでいたのか，また，それらの総括としての損益勘定の発達があったか否か，また，それらが他の資産，負債，資本の諸勘定と有機的に結びついて複式記入されているかどうかは未解決の問題として残る。Lee 教授によって1211年の銀行帳簿の現存資料全部の目を通すことができたが，それでも上記の問題の判決を下すには現存資料が銀行帳簿のうち偶然に残った2枚，計4ページのみであったということから資料不足である。与えられた資料から貸付金，返済金，利子記録，資本金記録がある程度わかり，かつ同じように詳細に現金出納帳記録を行っていたであろうから，少なくとも複式簿記の段階にすぐに到達するところまで発達していたといえるであろう。

13世紀における会計帳簿は1211年の銀行帳簿を中心に検討した。このほか13世紀中には多くの会計記録が今日まで残されており，それらを検討してみ

たが，ここでは1211年のそれと比較し，特色のみを要約記すにとどめた。

1) Richard Brown (ed.), *A History of Accounting and Accountants*, Edinburgh, 1905, p. 93.